

平成28年（2016年）問5

Aが、Bに対する債権をCに譲渡した場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. AのBに対する債権に譲渡制限の特約があり、Cがその特約の存在を知らずながら債権の譲渡を受けていれば、Cからさらに債権の譲渡を受けた転得者Dがその特約の存在を知らなかったことにつき重大な過失がない場合でも、BはDに対して債務の履行を拒むことができる。

判例（最判昭45.7.24）は、悪意の第三者から譲受けた善意無重過失の転得者Dは466条の第三者に該当するとしています。ですからBは重大な過失がないDに対して履行を拒むことはできないこととなります。誤り。

2. AがBに債権譲渡の通知を送信し、その通知がBに到達していなかった場合には、Bが債権譲渡の承諾をしても、BはCに対して当該債権に係る債務の履行を拒否することができる。

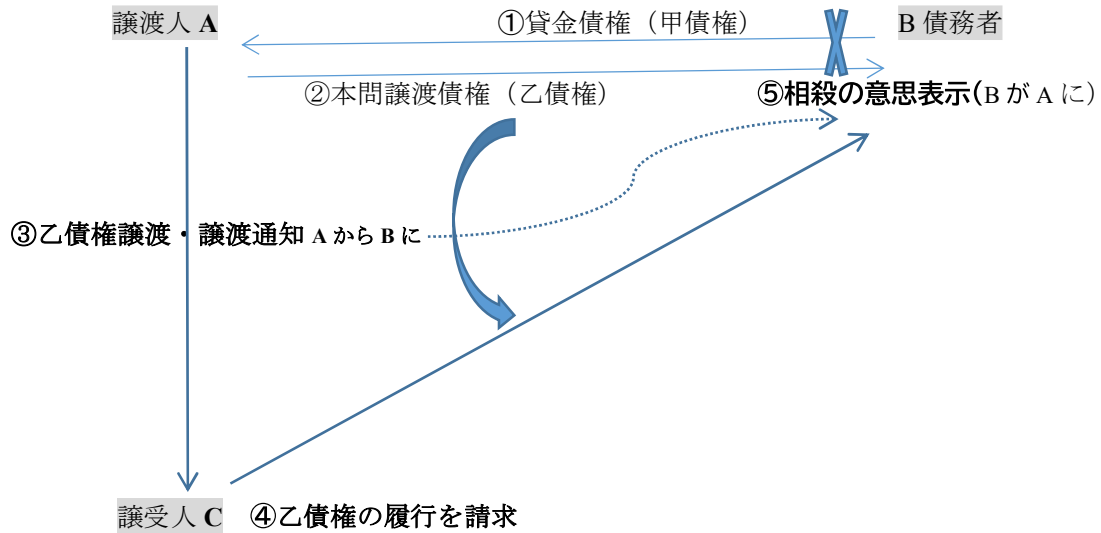
民法467条の承諾とは、債権譲渡を何らかの理由で知った債務者から「債権譲渡が行われたことを知っている」と表示することです。口頭でも書面でも形式は問いません。債務者自身が、「債権譲渡が行われたことを知っている」と言っているのですから、それ以降は譲受人を債権者と扱ってよいと考えられます。債務者が承諾する相手は、譲渡人でも譲受人でもかまいません。通知の場合と異なり、不正をする者がいないからです。民法は対抗要件として債務者への通知と債務者の承諾の2つを定めています。本問では、Bが承諾したことによりCは対抗要件を備えています。ですからBはCへの債務の履行を拒否することができません。誤り。

3. AのBに対する債権に譲渡制限特約がなく、Cに譲渡された時点ではまだ発生していない将来の取引に関する債権であった場合、その取引の種類、金額、期間などにより当該債権が特定されていたときは、特段の事情がない限り、AからCへの債権譲渡は有効である。

民法466条の6 正しい。

4. A に対し弁済期が到来した貸金債権を有していた B は、A から債権譲渡の通知を受けるまでに、債権譲渡の承諾をせず、相殺の意思表示もしていなかった。その後、B は、C から支払請求を受けた際に、A に対する貸金債権との相殺の意思表示をしたとしても、C に対抗することはできない。

民法 469 条 1 項・505 条 1 項・506 条 2 項 誤り。



C の主張→C は、A より③乙債権譲渡により、乙債権を譲受けており、A からの B に対する債権譲渡通知により債務者対抗要件を備えているから、C が債権者であることを B に主張 (対抗) できる。よって B は C に乙債務を履行せよ！！⑤相殺の意思表示は、債権譲渡のあとだから、乙債権は消滅していない。

B の主張→B としては①甲債権と②乙債権は債権譲渡の前より、相殺できる状態 (相殺適状) にあったから、いつでも相殺の意思表示をすれば**決済できると期待**していたのに、B の知らないところで C に債権が譲渡され、相殺できないとなれば期待を裏切ることになる。相殺は有効だから、乙債権はすでに消滅している。C の主張は認められない (民法 469 条 1 項)。

B の主張を民法 469 条 1 項にあてはめると「債務者(B)は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人 A に対する債権(甲債権) による相殺をもって譲受人(C)に対抗することができる。」となります。

